

平成23年山形村議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成23年4月27日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成23年4月27日

（1日間）

至 平成23年4月27日

日程第 3 諸般の報告

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 4 承認第 1号

日程第 5 承認第 2号

日程第 6 承認第 3号

日程第 7 承認第 4号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 議案第28号

日程第 9 閉会中の継続審査の申出について

閉会宣告

出席議員（12名）

1番 大池俊子君

2番 三澤一男君

3番 小林武司君

5番 上條光明君

6番 宮澤敏君

7番 竹野園麿君

8番 柴橋潔君

9番 中村弘君

10番 上条浩堂君

11番 竹野入恒夫君

12番 大月民夫君
欠席議員（なし）

13番 神通川清一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 清沢實視君

副村長 百瀬泰久君

教育長 本庄利昭君

総務課長 笹野初雄君

住民税務課長 青沼永二君

保育園長 山口隆也君

農林建設課長 中村俊春君

教育次長 根橋範男君

総務課
考査役 住吉 誠君

保育園
建設室長 倉科 寛君

事務局職員出席者

事務局長 小口 正君

書記 藤沢ゆきみ君

◎開会の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

これより、平成23年第2回山形村議会臨時会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎村長招集あいさつ

○議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。まずは、先月に発生いたしました東日本大震災と北信震災の被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられました多くの皆様方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。どうか一日も早く復旧、復興されますことを私どもみんなが願っているところでございます。

さて、本日ここに、平成23年山形村議会第2回臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、全員ご出席をいただきまして開会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

今臨時会に提案いたします案件でございますが、条例の一部を改正する条例の専決処分についての承認2件、平成22年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分についての承認1件、平成22年度山形村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についての承認1件の計4件の専決処分の承認でございます。さらに、山形保育園改築及び道路新設用地の取得についての議案1件、それぞれ提案いたしました。よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ち

に本会議に入ります。

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番・竹野園磨議員、8番・柴橋潔議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る4月20日開催の議会運営委員会において、本臨時会の会期を本日1日にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきまして、議会事務局から報告させます。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

◎承認第1号

○議長（神通川清一君） 日程第4、承認第1号「山形村国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の専決処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、承認第1号の提案説明を申し上げます。

承認第1号は、「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されたことに伴いまして、山形村国民健康保険税条例も関連して一部を改正する必要が生じました。

改正の内容は、保険税の算定において、課税限度額の基礎課税額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額を「13万円」から「14万円」に、また、介護納付金課税額を「10万円」から「12万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

4月1日より施行し、平成23年度以降の保険税から適用するため専決処分としましたので、今回の議会に報告させていただきまして承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) それでは、承認第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) 異議がありますので、討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。反対の立場から言います。

国民健康保険は、どんな所得の低い人もみんな入らなければいけない。それによって、国民のどんな人たちも健康が保障されている制度です。これを引き上げるということは、国の負担もどんどん減らす中で、国民にどんどん負担を増やしながら、また、後期高齢者や介護保険制度、後期高齢者については広域でやっており、高齢者だけでは年をとれば当然病気もするし、医者にかかる率も増えます。そういう中で、どんどん負担が増える中で、また、国保の関係でも増やすということで、とても国民にとっては耐えられないものであり、また、今度広域で国保のこともやるという話も出て進められていますが、いよいよ国民にとっては医者にかかれない、そんな事態になってくると思いますので、このことについては反対したいと思います。

○議長(神通川清一君) 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番(竹野園麿君) 今、反対の討論がありましたけれども、私は、これは地方税法の改正に伴うもので、つまり全国一律という形の中で、村もそれに沿って村の条例改正をするということなので、これは議案のように措置することは、村としてはやむを得ないことではないかな、そういうふうに思いまして賛成といたします。

○議長(神通川清一君) 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立多数であります。よって、承認第1号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、原案のとおり可決されました。

◎承認第2号

○議長（神通川清一君） 日程第5、承認第2号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、承認第2号の提案説明を申し上げます。

承認第2号は、「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

国民健康保険法の一部を改正する政令が3月30日に公布されたことに伴いまして、山形村国民健康保険条例も関連して一部を改正する必要が生じました。

改正の内容でございますが、出産育児一時金につきましては、本年3月末で暫定的に1件につき39万円として規定し支給していたものを、4月1日より恒久的にするものでございます。

4月1日より施行し専決処分としましたので、今回の議会に報告させていただきまして承認を求めらるものでございます。ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、承認第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、承認第2号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、原案のとおり可決されました。

◎承認第3号

○議長（神通川清一君） 日程第6、承認第3号「平成22年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、承認第3号の提案説明を申し上げます。

承認第3号は、「平成22年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」でございます。

平成22年度の一般会計補正予算（第6号）について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成23年3月31日に専決処分しましたから、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告いたしまして、その承認を求めるものでございます。

この一般会計補正予算（第6号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に446万2,000円を追加し、総額を34億2,153万4,000円とするものでございます。

歳入予算は、村税の村民税個人現年課税分に111万7,000円を追加するとともに、国民健康保険基盤安定負担金として国庫負担金に105万1,000円、県負担に229万4,000円の追加を行いました。

歳出予算につきましては、国民健康保険特別会計繰出金に446万2,000円を追加いたしました。

第2条の繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、平成22年度内にその支出を終わ

らない見込みのある事業4件の8,659万4,000円について、翌年度に繰り越して使用することができるものでございます。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、補正予算（第6号）の専決処分について、詳細を申し上げます。

予算書の8ページ、9ページになりますけれども、歳入歳出であります。これにつきましては、国民健康保険の基盤安定事業、税の軽減分でありますけれども、その負担額に伴いまして確定をいたしました。その結果、現予算では対応できないことが判明いたしましたので、専決処分をいたしました。国民健康保険特別会計繰出の方へ446万2,000円を追加いたしました。その財源として、基盤安定の国・県の負担金と一般財源を充当させていただきました。

4ページの方につきましては、明許繰越ということで、ご覧のとおり農林水産業費から教育費、合計4事業の事業につきまして、8,659万4,000円を繰り越すものであります。よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） それでは、承認第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、承認第3号「平成22年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」は、原案のとおり可決されました。
-

◎承認第4号

- 議長（神通川清一君） 日程第7、承認第4号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

- 村長（清沢實視君） それでは、承認第4号の提案説明を申し上げたいと思います。

承認第4号は、「平成22年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」でございます。

平成22年度における一般会計から国民健康保険特別会計への保険基盤安定繰出金につきましては、3月末に数値が決定いたしました。今回は、算出において、制度改正により算出結果として予算計上額1,630万円を上回る2,076万1,000円となり、一般会計とともに増額補正を行う必要が生じました。

3月31日付で専決処分といたしましたので、今回の議会に報告し、承認を求めるものでございます。ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

青沼住民税務課長。

- 住民税務課長（青沼永二君） それでは、この補正予算の詳細につきまして申し上げます。

一般会計から繰出金として繰り入れた金額、同額ですけれども、これを国保会計の方で繰入金として受け入れるものでございます。

なお、歳出につきましては、予備費に同額を計上させていただいておりますけれども、これは当面必要とする保険給付等の金額においては現予算で対応できるものと判

断しまして、予備費の方へとりあえずこの分を入れさせていただきました。よろしく
お願いいたします。

○議長（神通川清一君） それでは、承認第4号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託
を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、承認第4号「平成22年度山
形村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」は、原案のと
おり可決されました。

◎議案第28号

○議長（神通川清一君） 日程第8、議案第28号「山形保育園改築及び道路新設用地
の土地取得について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第28号の提案説明を申し上げたいと思います。

議案第28号は、「山形保育園改築及び道路新設用地の土地取得について」でござい
ます。

山形保育園改築及び道路新設に必要な用地として、山形村字柳田ほか16筆の面積で、7,774.92平方メートルを7,162万5,607円で土地の売買契約に基づいて取得しようとするものでございます。

用地の売渡人、個人7人と法人1社の地権者とは、畑、田んぼなど1平方メートル当たり単価9,160円、宅地が1平方メートル当たり単価1万5,000円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、本案件について委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時27分）

○議長（神通川清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時40分）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第28号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

続いて、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第28号「山形保育園改築及び道路新設用地の土地取得について」は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長(神通川清一君) 日程第9、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、議会運営委員長申出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

以上で、本日の今臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

◎村長あいさつ

○議長(神通川清一君) ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) 閉会に当たりましてごあいさつを申し上げたいと思います。

今臨時会に提案いたしました専決処分4件、そして山形保育園の改築に伴う用地取得に関する議案1件につきまして、それぞれ承認、あるいは議決いただきまして、あ

りがとうございました。

議案の審議中、議員の皆様より出されましたご意見は、十分尊重し諸般の執行に当たってまいる所存でありますので、よろしく願い申し上げます。

「3日見ぬ間の桜かな」と申しますが、平年より遅れました桜の開花でございますが、このところ1週間ほど満開が続いております。これが終われば、いよいよ若葉の季節に移るわけでございます。終わりに当たりまして、議員の皆様方のご健勝とますますのご活躍を心よりご祈念いたしまして、まことに簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきますと思います。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、平成23年第2回山形村議会臨時会を閉会し、散会とします。

ご苦労さまでした。

（午前 9時45分）